

(背景)

- 国が示した南海トラフ巨大地震の被害想定では、最大で全国の死者数が約32.3万人、経済的な被害の合計が約220.3兆円となるなど、この巨大災害は、まさに我が国全体の国民生活・経済活動に深刻な影響が生じる国難となるものであり、国土を強靱化する上での最大の課題である。
- 本県においては、地域特性や被害予測調査結果等を踏まえて2014年12月に第3次あいち地震対策アクションプラン(2018年8月改訂)を、2015年8月に国土強靱化地域計画(「愛知県地域強靱化計画」(2020年3月改訂))を策定したところであるが、国においては、国土全体の強靱化を的確に推進するため、各地域の計画を踏まえた上で、国土直轄事業の実施や県等が取り組むハード・ソフト対策への財政措置等を行う必要がある。
- 南海トラフ地震の発生リスクが高まる中、早急に県土全体の災害対応力強化を図る必要がある。このため、中部圏広域防災ネットワーク整備計画に位置づけられた三つの基幹的防災拠点のうち、空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港」(豊山町・青山地区)については、県としての「新たな防災拠点」として整備することとした。同時に中部圏の基幹的防災拠点としても貢献することを目指すため、新たな交付金等補助制度の創設など特別な支援が必要である。
また、「名古屋港」についても、政府現地対策本部の設置に必要な施設整備がなされた「名古屋市三の丸地区」と同様、基幹的広域防災拠点として早急に整備する必要がある。
- 2016年熊本地震では、防災拠点となる市町村庁舎の耐震化等の揺れる対策が課題となった。南海トラフ地震では、より大きな被害が想定されるため、本県では「愛知県無電柱化推進計画」を本年2月に策定し、台風等暴風に伴う電柱倒壊を踏まえ、道路閉塞等の被害防止等、無電柱化を促進している。
- 政府の地震調査推進本部において、各地域の活断層の長期評価が公表されているが、東海地域においてはまだ実施されておらず、「東海地域の活断層の長期評価」などの調査・研究を早急に進める必要がある。
- 本県では、避難生活を余儀なくされている被災者に対して、地域での孤立やそれに伴う孤立死等を防止するために、被災者支援総合交付金を活用し、東日本大震災の被災者の相談支援や見守り等を行っているが、こうした取組は、引き続き実施する必要がある。
- 現行制度では、被災者生活再建支援法の適用対象となる災害において、同じ災害で被災しても支給対象とならない地域が生じるといった不均衡がある。
- 防災行政無線は、南海トラフ地震発生時に県と市町村等をつなぐ重要な情報通信手段であるが、一部の電波伝搬路上に高層建築物が建設され、搬送が途絶される事案が発生した。この電波伝搬路は、電波法の「伝搬障害防止区域」外であったため、電波の伝搬障害が建設後に発生し、事前対策がとれなかった。防災行政無線をはじめとする重要無線の大規模災害時の有用性に鑑み、基準改正の必要がある。
- 南海トラフ地震の発生が予想される中、亜炭採掘跡の実態調査や予防的充填工事は住民の安全のために必要であるが、巨額な費用が必要となり資金面で国の支援は不可欠で、春日井市等から継続的な支援要請がある。

(参考)

◇ 南海トラフ地震に係る被害想定

○ 建物被害(全壊・焼失棟数)

	揺れ・液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊	火災	合計
愛知県想定	約258,000棟	約22,000棟	約700棟	約101,000棟	約382,000棟

○ 人的被害(死者数)

	建物倒壊	浸水・津波	急傾斜地崩壊	火災	合計
愛知県想定	約14,000人	約13,000人	約70人	約2,400人	約29,000人

○ 災害廃棄物等発生量

	災害廃棄物	津波堆積物	合計
愛知県想定	20,625千トン	6,465千トン	27,090千トン

3 3 南海トラフ地震対策等の推進について

(財務省、内閣府、警察庁、農林水産省、国土交通省)

②ゼロメートル地帯の災害対策の推進について

【内容】

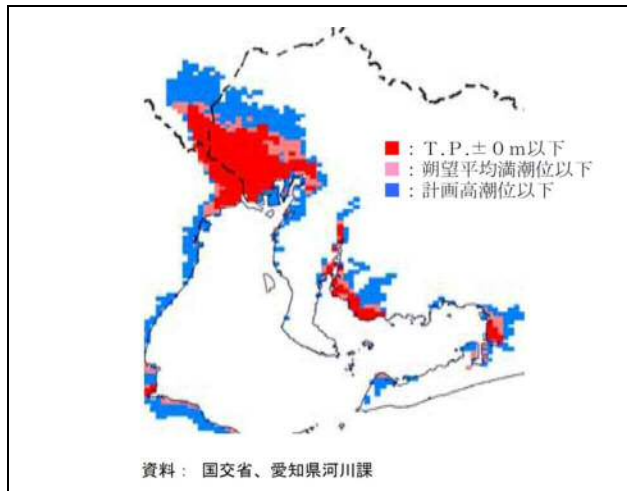
- (1) ゼロメートル地帯について、直轄河川堤防の地震・津波、高潮対策を推進すること。また、「防災・減災、国土強靱化のたけ」の継続及び対象事業の拡大、同対策の推進に際しては、必要となる予算・財源の安定的な確保や、防災・減災対策の推進に際しては、農山漁村地域整備交付金、海岸保全施設整備交付金、国土強靱化交付金などによる国の強力な支援により、県管理の河川・海岸堤防や排水機場などの地震・津波、高潮対策を促進すること。
- (2) ゼロメートル地帯については、浸水からの避難対策を強化・推進するため、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に準じた特段の財政措置を講ずること。
- (3) ゼロメートル地帯については、堤防の沈下等により広域的に浸水した場合の避難場所及び避難経路の整備並びに災害応急活動の急点の整備について、特段の財政措置を講ずること。また、沿岸部の高い場所にある道路区域の活用に向けて、避難者や通行車両の安全確保などの課題への対策を早急に講ずること。

(背景)

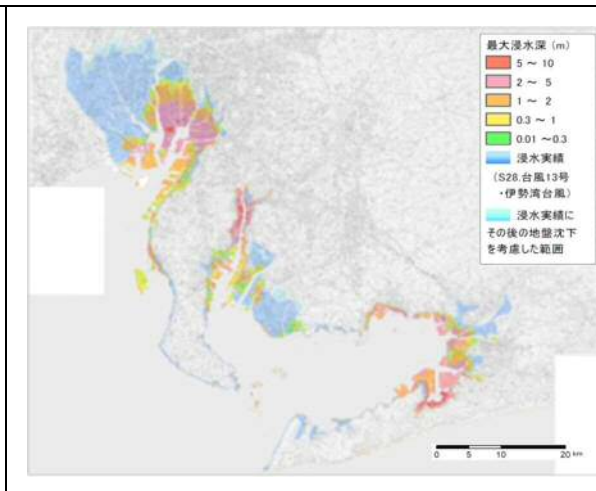
- 愛知県には、日本最大のゼロメートル地帯である濃尾平野など広大なゼロメートル地帯が広がっているが、こうした地域は、河川や海岸の堤防等が被災した場合には、広範囲が浸水するとともに、自然には排水されないことから長期的に湛水する恐れがある。
- 本県では、南海トラフ地震に係る被害予測調査（2014.5公表）を実施しているが、本調査では、堤防等の被災を前提とした結果、国の被害想定（2012.8公表）を上回る広い範囲が浸水し、特にゼロメートル地帯においては、河川や海岸付近で地震発生直後から浸水が始まるところがあると想定された。その結果、最悪のケースでは、死者数約29,000人のうち浸水・津波による死者が約13,000人とされた。
- また、2009年に三河湾で伊勢湾台風に匹敵する潮位となったことを契機として設定した高潮浸水想定（2014.11公表）において、最大クラス（室戸台風級）の高潮では、27,000haを超える浸水が想定された。
- こうしたことから、ゼロメートル地帯においては、まず浸水を防止するため、河川・海岸堤防や排水機場などの耐震対策とともに、高潮対策が重要である。本県においては、愛知県地域強靱化計画及び第3次あいち地震対策アクションプランを策定するとともに河川整備計画や海岸保全基本計画に位置付け、地震・津波、高潮対策の着実な事業推進を図っているところである。
- これに加え、浸水した場合の備えも重要である。広大な地域が浸水した場合には、現状では、避難場所の確保や災害応急対策活動を実施するための拠点の確保が困難である。そのため、これらに対応可能な新たな避難場所や防災活動拠点の整備のほか、高い場所にある道路区域等の避難時の活用が必要となっている。

(参 考)

◇愛知県周辺のゼロメートル地帯

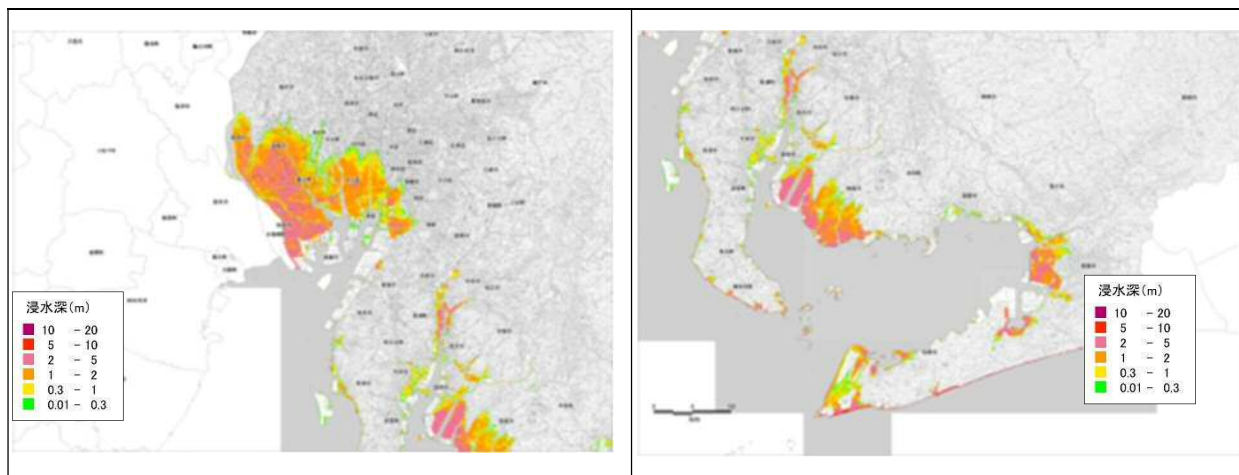


◇高潮浸水想定（2014年11月）

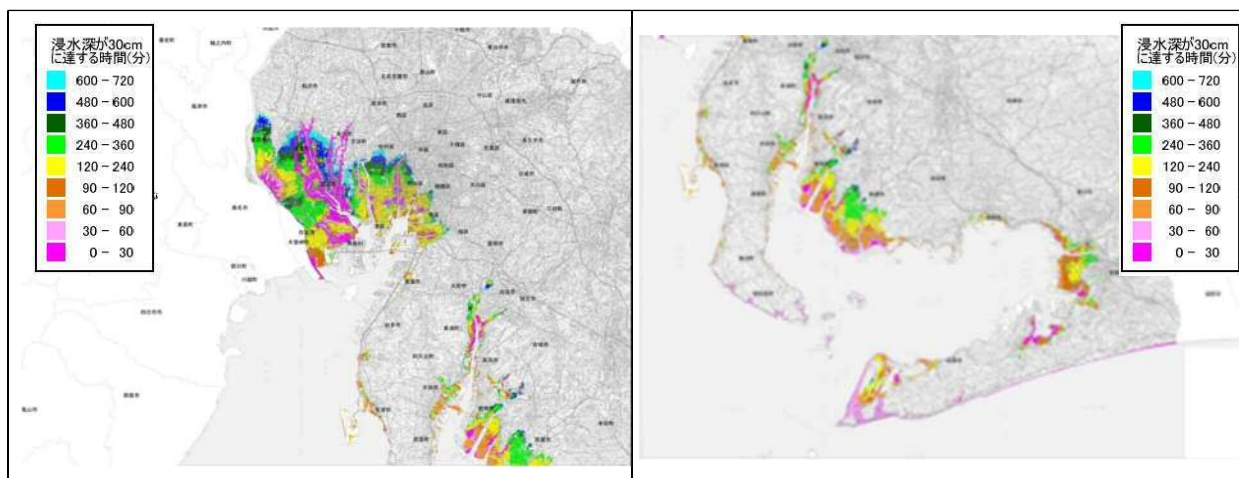


◇南海トラフ地震に係る被害予測調査（2014年5月）

【浸水想定域：理論上最大想定モデル（津波ケース①）】



【浸水深が30cmに達する時間：理論上最大想定モデル（津波ケース①）】



3 4 社会インフラの老朽化対策について

(財務省、内閣官房、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

【内容】

- (1) 本県では、2014年度に策定した「愛知県公共施設等総合管理計画」に基づき、「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」の策定、施設の点検・診断及び修繕・更新に取り組んでいるところであり、今後も個別施設計画に基づく修繕・更新等には期間を要することが見込まれる。公共施設や社会インフラの老朽化に伴う事故や機能不全は、県民の生命・財産を危うくするのみならず、経済活動にも支障を及ぼすことから、メンテナンスサイクルの取組を確実に進めるため、防災・安全交付金や「道路メンテナンス事業」・「大規模更新河川事業」等の個別補助事業の必要額の確保や、その採択要件の緩和、また、公共施設等適正管理推進事業債に係る地方財政措置の延長などの財政支援の充実を図ること。
- (2) 膨大な社会インフラを管理する地方の負担軽減のため、コスト縮減、作業の効率化等に資する新技術の開発及び新たな知見の技術指針への反映など、技術的支援を強化すること。

(背景)

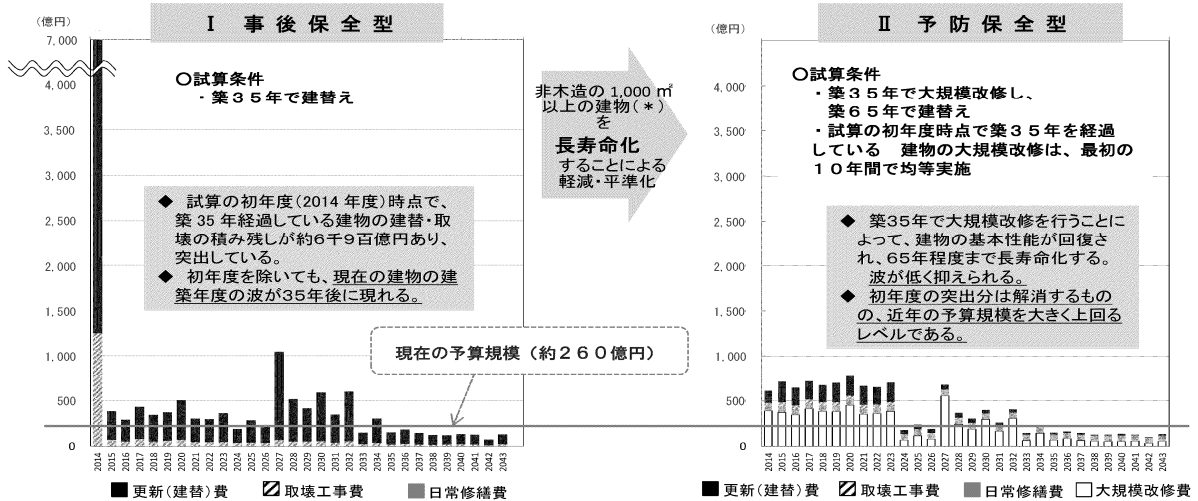
- 我が国においては、戦後の復興期から高度経済成長期にかけて、庁舎、学校、公営住宅、病院等の公共施設（建築物）や空港、都市公園、下水道、道路、河川、海岸、砂防、港湾、漁港、上水道、工業用水道、農業水利施設等のインフラ資産が集中的に整備されたが、これらの施設の高齢化が急速に進んでいる。
- こうした状況の中、本県では、施設の老朽化対策を軸とした利活用最適化の基本方針である「愛知県公共施設等総合管理計画」を2015年3月に策定し、計画的に必要な対策を講じていくこととしている。
- 現在、この計画に基づき、点検・診断により施設の状態を正しく把握した上で「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」の策定に取り組み、策定されたものから順次、メンテナンスサイクル（点検・診断、修繕・更新）を推進しているが、個別施設計画に基づく修繕・更新等の実施には期間を要すること、また、予防保全型の維持管理に移行しても、現在の規模を上回る予算が必要となる状況であることから、こうした取組を確実に進めるため、個別施設計画の策定とそれに基づく点検・診断、修繕・更新、集約化等への財政措置など、国からの継続的な支援が不可欠である。
- また、地方が適正な水準の下でメンテナンスサイクルを推進するためには、膨大な数の社会インフラの点検・診断、修繕・更新、集約化等を確実に行うことが求められているが、維持管理費用の増大、技術者の不足等が課題となっている。道路施設の点検については新技術利用のガイドライン（案）（2019年2月）等が示されたところであるが、引き続き、さらなるコスト縮減や作業の効率化に資する新技術の開発及び新技術の普及状況や全国的な点検・診断結果を集約して得られる新しい知見等の各種技術指針への反映など、技術的支援を講ずることが必要である。



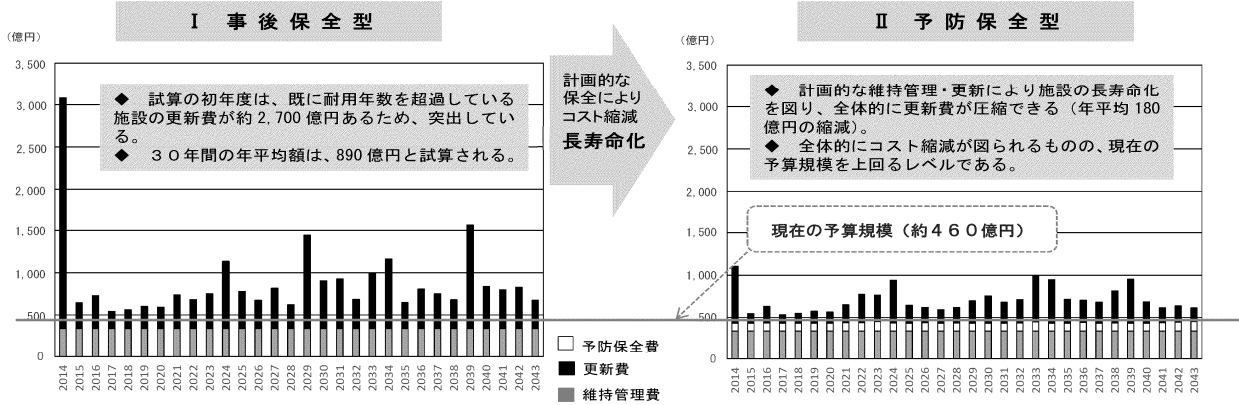
無人飛行ロボットによる橋梁点検の民間実証実験
((主)東三河環状線(豊川市):三上橋)

(参 考)

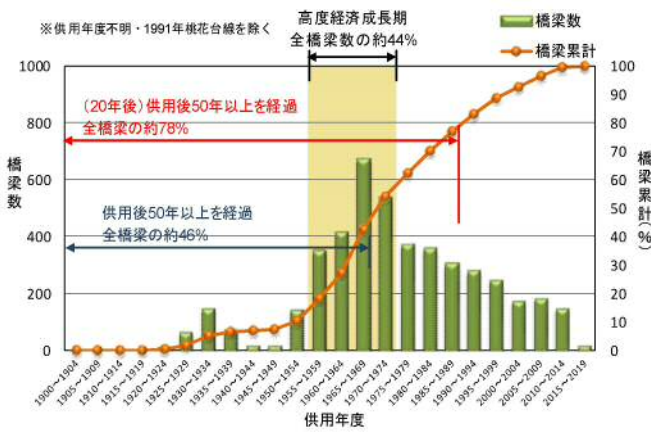
事業用資産（建物）の維持・更新費用の試算（愛知県）



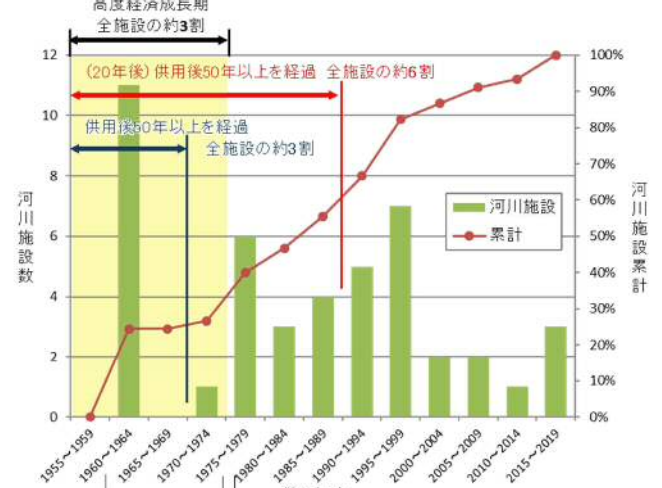
インフラ資産（工作物及び建物）の維持・更新費用の試算（愛知県）



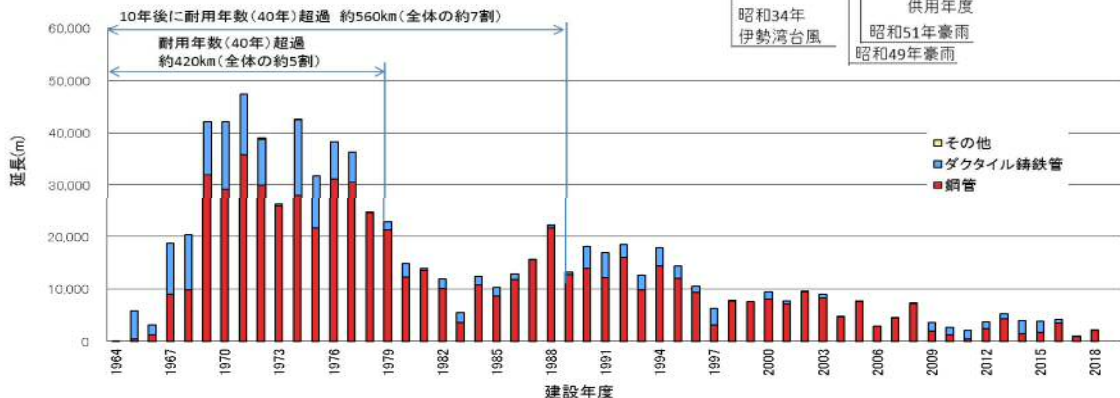
◇橋梁の高齢化状況（愛知県橋梁）



◇河川施設（排水機場・水門等）の高齢化状況



◇県営水道の竣工年度別管路延長（愛知県）



35 治水・利水対策の推進について

(財務省、総務省、国土交通省)

【内容】

- (1) 気候変動に伴い頻発化・激甚化する水災害に対する新たな治水対策「流域治水」の考え方に基づく水防災事業を促進するとともに、切迫する巨大地震等から県民の生命と財産を守るため、3か年緊急対策後も、防災・減災、国土強靱化やインフラ老朽化対策の加速化・深化を図る緊要な経費を確保すること。
- (2) 水害から県民の生命・財産を守り、安全で安心な社会生活を実現するため、直轄事業を推進すること。20年前の東海豪雨により甚大な被害を受けた庄内川の枇杷島地区狭窄部における特定構造物の改築、矢作川の矢作ダムの洪水調節機能増強とダム下流の狭窄部の河道整備を強力に推進すること。また、豊川における霞堤の対策及び、木曾川の新丸山ダムの整備を強力に推進すること。
- (3) 日本最大のゼロメートル地帯を始めとする低平地などの浸水被害や山地丘陵地などにおける土砂災害を軽減するために、補助金・交付金などにより、県管理河川の改修や維持、土砂災害特別警戒区域における施設整備及び開発行為に伴う土砂災害警戒区域等の増加を抑制する施策を強力に進めるとともに、住民の速やかな避難に資するソフト施策を支援すること。特に床上浸水対策特別緊急事業による八田川の堤防整備・地蔵川の排水機場整備、大規模特定河川事業による日光川2号放水路の整備、柳生川の地下河川整備、広田川の菱池遊水地整備、砂川の道路橋3橋の改築などを強力に促進すること。
- (4) 緊急的な浚渫等を実施するための緊急浚渫推進事業債について、引き続き必要額の確保を図ること。
- (5) 多くの河川海岸施設が伊勢湾台風の復興事業等で整備されており、急速に進むインフラ老朽化に対する戦略的な維持管理を行うため大規模更新河川事業による蟹江川排水機場の更新・整備を促進すること。また、大規模海岸保全施設改良事業による常滑海岸の唐崎川樋門改築を促進すること。
- (6) 設楽ダム建設事業については、事務事業の合理化・効率化を図りつつ着実に推進すること。なお、事業推進に際しては水源地域の住民への生活再建対策に万全を期すこと。併せて、県の財政的な負担の軽減を図るとともに、県内他地域における公共事業に進捗の遅れなどの影響を及ぼさないようにすること。

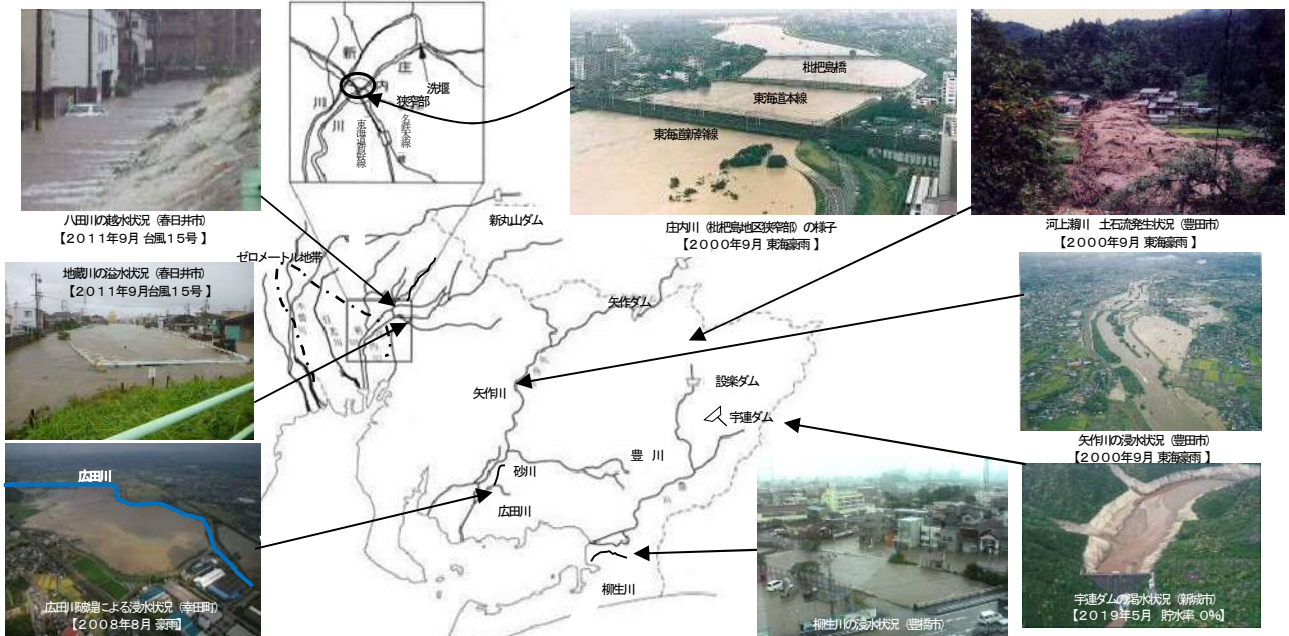
(背景)

- 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(2018年度～2020年度)に基づき、水害・土砂災害から県民の命を守るためのインフラ強化や災害発生時に命を守る情報発信の充実を進めており、3か年緊急対策以降(2021年度以降)も防災・減災、国土強靱化等の取組を更に促進するため、「流域治水」等に必要となる予算措置を講じる必要がある。
- 庄内川においては、東海豪雨を契機として河川激甚災害対策特別緊急事業(激特事業)により事業進捗が図られてきたが、枇杷島地区狭窄部に位置する3橋の特定構造物の改築などを推進する必要がある。矢作川でも、東海豪雨時に甚大な被害が発生したことから矢作ダムの洪水調節機能の増強やダム下流の鵜の首地区を始めとする河道整備の推進が必要である。また、豊川においては、設楽ダムの整備推進と下流部での霞堤の早期対策が必要である。さらに加えて、木曾川に

においては、1983年の台風10号では甚大な浸水被害が発生したことから、流域市町の治水安全度を飛躍的に向上させるため、新丸山ダムの整備推進が必要である。

- 本県は、西部のゼロメートル地帯など低平地が多く、この区域が浸水した場合、サプライチェーン寸断による愛知県への負の経済波及は約19兆円となる。県民が安全で安心な生活を営むためには、河川改修、ダム建設、既存施設等の機能確保や広域的な危機管理対策を図り水害を軽減する必要がある。また、県土のおよそ6割が山地丘陵で土砂災害警戒区域等が多いことから、避難所等を保全する箇所为重点的に施設整備を進め、土砂災害を軽減する必要がある。また、過去に開発許可を得た箇所等では土砂災害特別警戒区域における施設整備が可能となるよう、事業採択要件の緩和が必要である。
- 国の緊急行動計画を考慮して行うソフト対策として、洪水浸水想定区域等の水害リスク情報や河川水位、カメラ画像による河川情報の提供を進めている。また、水害に直面した際に住民が正しい行動を取れるよう県独自の対策として「みずから守るプログラム」を展開しており、2019年8月からは「マイ・タイムライン」の手法を取り入れた「災害避難カード」を導入している。土砂災害対策については、現在土砂災害危険箇所での土砂災害警戒区域等の指定を完了させ、2巡目の基礎調査を進めるところであるが、今後は、開発行為に伴い新たな土砂災害警戒区域等が発生しないよう、都市局等と連携した施策の展開等が必要である。こうした調査・施策を行うとともに、実効性のある住民避難に向けて世帯毎のマイハザードマップ作成の支援を進める。
- 庄内川支川の八田川や地蔵川においては、2011年9月の台風15号により、大きな浸水被害が発生したため、地蔵川については排水機場整備、八田川については堤防整備による再度災害防災対策を早急に完了させる必要がある。また、2008年8月末豪雨などでは、日光川や柳生川、広田川、砂川において、広域的な浸水被害が発生したことから、治水安全度の向上のため、短期間に多額な事業費が必要となる大規模構造物の整備を重点的に促進する必要がある。
- 県管理河川では土砂堆積等による危険箇所が数多く存在しているため、緊急浚渫推進事業債による計画的な維持浚渫を促進する必要がある。
- 河川・海岸・砂防施設は、伊勢湾台風(1959)の復興や高度経済成長期に整備された施設が多く、築造後50年以上経過し、老朽化が急速に進んでいる。このため、長寿命化計画を策定して対策を進めているが、事後保全から予防保全へ転換した戦略的な維持管理を行うため蟹江川排水機場などのインフラ老朽化対策を促進する必要がある。
- 設楽ダム建設事業は、東三河地域の治水・利水対策を進める事業であるが、巨額な事業費を要する事業であることから、コスト削減を始めとする事務事業の合理化・効率化を図る必要がある。また、地元設楽町民の日常生活の維持に不可欠な道路の整備など、引き続き生活再建対策の推進を図っていく必要がある。

(参 考) ◇県内の主な水害・濁水の状況



3 6 交通安全対策の推進について

(財務省、内閣府、法務省、経済産業省、国土交通省、金融庁、警察庁)

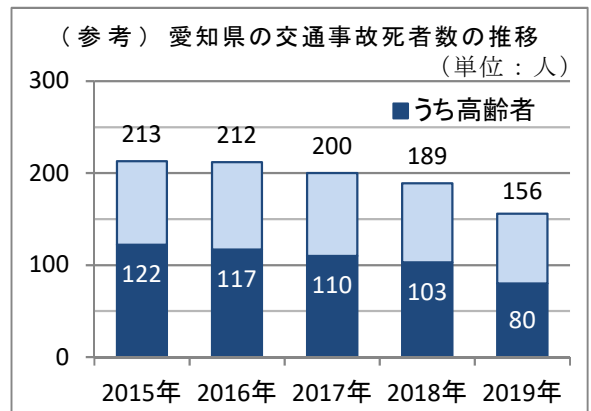
【内容】

- (1) 車両運転中の「ながらスマホ」行為を防止するため、車両運転中のスマートフォン等の利用の危険性を広く啓発し、交通安全教育の充実を図るとともに、スマートフォン等を用いた悪質な行為の処罰に関する法律等を改正し、罰則を強化すること。
- (2) 交通事故死者数に占める高齢者の割合が依然として高く、さらに、高齢運転者による悲惨な事故が後を絶たないことから、高齢者の交通安全教育を一層推進するとともに、安全運転支援装置の開発、普及に努め、高齢運転者の交通安全意識の向上を図ること。
- (3) 全ての自転車利用者に対し、自転車は「車両」であることを徹底させるとともに、特に、指定場所一時不停止や信号無視は重大な事故に直結するところから、これらの防止を始めとした自転車利用時のルール周知徹底と安全利用に向けた教育を推進すること。
- (4) 安全・安心な道路交通環境の実現に向け、幹線道路の事故対策、生活道路の速度抑制等による安全対策、更には通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路等における歩行空間の整備を推進するとともに、県等が行う対策の促進を図るため、十分な財政措置を講ずること。
- (5) 誰もが安全で快適に移動でき、かつ、円滑な交通の確保を目指し、歩行空間のバリアフリー化や本年2月に策定した愛知県自転車活用推進計画に基づく自転車利用環境等の整備を促進するとともに、高度交通管制システム（ITCS）等高度道路交通システム（ITS）の整備充実を図ること。

(背景)

- 本県における2019年の交通事故死者数は156人で、2003年から16年続いた全国ワースト1位を返上したが、交通事故情勢は依然として厳しい状況にある。したがって、交通事故防止に向けた広報啓発活動や交通安全教育を始めとするソフト事業と信号機の改良、面的な速度規制（ゾーン30等）と組み合わせた車道幅員の縮小、歩行空間のバリアフリー化などハード事業による交通安全対策を推進することが重要かつ喫緊の課題である。
- 県・県警及び県内の国の機関などが一体となって、第10次愛知県交通安全計画（2016年度～2020年度）を策定し、「2020年までに、交通事故による年間の24時間死者数を155人以下とする」ことを目標としている。
- 車両運転中にスマートフォン向けのゲームアプリ「ポケモンGO」を利用したことが原因の死亡事故が2016年中に全国で5件発生し、うち2件が本県で発生した。2018年中も、同様の死亡事故が県内で1件発生している。
- 車両運転中にスマートフォン等を操作する「ながらスマホ」行為は、「道路交通法」で定める運転者の注意義務を意識的に果たしておらず、これによる事故の発生は、単純な過失とは明らかに一線を画し極めて悪質である。

- このため、車両運転中の「ながらスマホ」行為を防止するため、「ながらスマホ」行為は危険であり、重大な事故を招く恐れがあることをマスメディア等を活用して広く周知する必要がある。
また、車両運転中のスマートフォン利用等による行為が後を絶たない現状であることから、全国的な取締りや交通安全教育を拡充する必要がある。
さらに、「ながらスマホ」行為は、現行の「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」では、前方不注意などが原因の死亡事故と同じ「過失運転致死罪」に留まり、より重い刑を科すことができる酒酔い運転などが原因の「危険運転致死罪」の適用はない。このため、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」等を改正して罰則を強化する必要がある。
- 昨年の高齢者の交通事故死者数は80人で、死者数全体の51.3%を占めている。
また、全国では高齢運転者による悲惨な事故が相次いで発生し、社会的な問題となるなど、高齢者の交通事故防止対策は喫緊の課題である。
このため、国において高齢者の事故防止に向け、効果的な広報啓発や交通安全教育を推進するとともに、衝突被害軽減ブレーキを搭載した安全運転サポート車（サポカー、サポカーS）の普及促進や後付け安全運転支援装置の開発、普及と、これらの性能認定制度を活用した取組を推進する必要がある。
- 自転車利用者には、自動車運転者と同様に交通ルールを遵守しなければならないという意識が十分に浸透していないため、全ての自転車利用者に対して、自転車が道路交通法上の「車両」であることを徹底する必要がある。
また、2019年中の自転車事故の特徴として、指定場所一時不停止や信号無視による死亡事故が半数を占めていることから、これらの防止を始めとしたルールの周知と安全利用に向けた教育を推進する必要がある。
- 幹線道路においては、国の「愛知県事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」及び県等による「事故危険箇所対策」を強力に推進する必要がある。また、交差点事故の減少を図る上で効果的な信号機の改良等や、道路標識・道路標示の整備を推進し、的確な交通管理を図っていく必要がある。
- 生活道路での安全対策として、走行速度の抑制や通過交通の進入抑制を図り「人優先の安全・安心な歩行空間」を確保するため、面的な速度規制（ゾーン30等）と組み合わせた車道幅員の縮小、ハンプの設置等の対策を行うなど、交通事故の多い地区を対象とした生活道路対策エリアでの取組や、関係者間での合意に基づき区内で連携して実施する交通安全対策により、面的かつ総合的な交通事故抑止策を促進する必要がある。
- 通学路の交通安全を確保するため、県内の全ての市町村で策定した「通学路交通安全プログラム」に基づき、学校・警察・道路管理者が連携し、危険箇所の解消に向け、合同点検の実施や対策の改善・充実等、持続的な取組を促進する必要がある。
- 2019年5月に滋賀県大津市で発生した園児の交通死亡事故を受け、未就学児が日常的に集団で移動する経路等について、対象施設関係者・所管機関・警察及び道路管理者が連携し、緊急安全点検を実施し、危険箇所を選定した。危険箇所の早期解消に向け、対策を促進する必要がある。
- 高齢者を始め障害者や子育て世代等、全ての人々が安心して活動できる社会を実現するため、歩行空間のバリアフリー化を促進する必要がある。
また、本年2月に愛知県自転車活用推進計画を策定したところであり、ナショナルサイクルルートへの指定を目指す太平洋岸自転車道の整備を促進するなど、誰もが快適に移動できる道路交通環境の確保に努めていく必要がある。
- また、安全で快適な道路交通環境の実現はもとより、地球温暖化の防止など様々な観点から、交通流・量の変動にきめ細かに対応した信号制御等を可能とするITCS等ITSの整備を推進していくことが必要である。



37 安全なまちづくりの推進について

(財務省、内閣府、法務省、警察庁)

【内容】

- (1) 県民の身近で発生する犯罪等の未然防止及び発生時の早期対処、多様化・巧妙化する特殊詐欺及びサイバー犯罪への的確な対応並びに弘道会を始めとする暴力団等の壊滅に向けた各種取組の推進のため、警察官の増員をすること。
- (2) 老朽化が進む警察施設の計画的整備に対し、補助金の見直しを図ること。
- (3) 犯罪を許さない安全なまちづくりに向けて、自主防犯活動への支援や犯罪が起きない生活環境づくりなど、地域の実情に合った地域安全施策を総合的に推進できるよう、所要の財政措置を講ずること。
- (4) 国及び地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策を継続的に取り組むことができるよう、国において必要な財源を確保すること。

(背景)

- 2019年は、犯罪の抑止に向けた総合対策を県警の総力を挙げて推進した結果、刑法犯認知件数は前年対比で約9.3%減少し、一昨年、全国ワースト1位を脱却した侵入盗につづき、昨年は住宅対象侵入盗についても13年ぶりに全国ワースト1位を脱却するなど、大きな改善が見られた。

しかしながら、住宅対象侵入盗については、依然として組織窃盗グループの暗躍が窺え、同グループは、犯行時に盗難自動車を使用したり、顔を覆面で覆ったりするなど周到な計画に基づいて犯行に及ぶため、捜査が困難で長期化しやすく、また、検挙しても再び新たなグループが形成されるという現状にあることから、今後も継続的に各種対策を推進していかなければ、住宅対象侵入盗の認知件数が再び増加に転じることも考えられる。最も安心できる空間であるべき住宅に対する犯罪は、県民の不安感を著しく増大させるものであることから、真に県民の安全安心を確保するためには、これら組織の壊滅を図り、住宅対象侵入盗の減少傾向を定着化させていくことが必要である。

さらに、ストーカー・DV事案等の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案や児童虐待事案の増加、犯行手口が変化する特殊詐欺やサイバー犯罪への的確な対応が課題となっている。

加えて、相次ぐ対立抗争事件の発生により、暴力団対策法に基づく特定抗争指定暴力団に指定した六代目山口組と神戸山口組を始めとする暴力団は、依然として県民の脅威となっている。六代目山口組の中核組織である弘道会の本拠がある本県においては、情報収集、警戒の強化及び取締りの徹底等により、組織の壊滅を図る必要があるなど、本県の治安情勢は極めて憂慮すべき状況にある。

こうした厳しい情勢下において、着実に事態対処していくとともに、県民の安全・安心を確保するためには、警察官の増員が必要不可欠である。

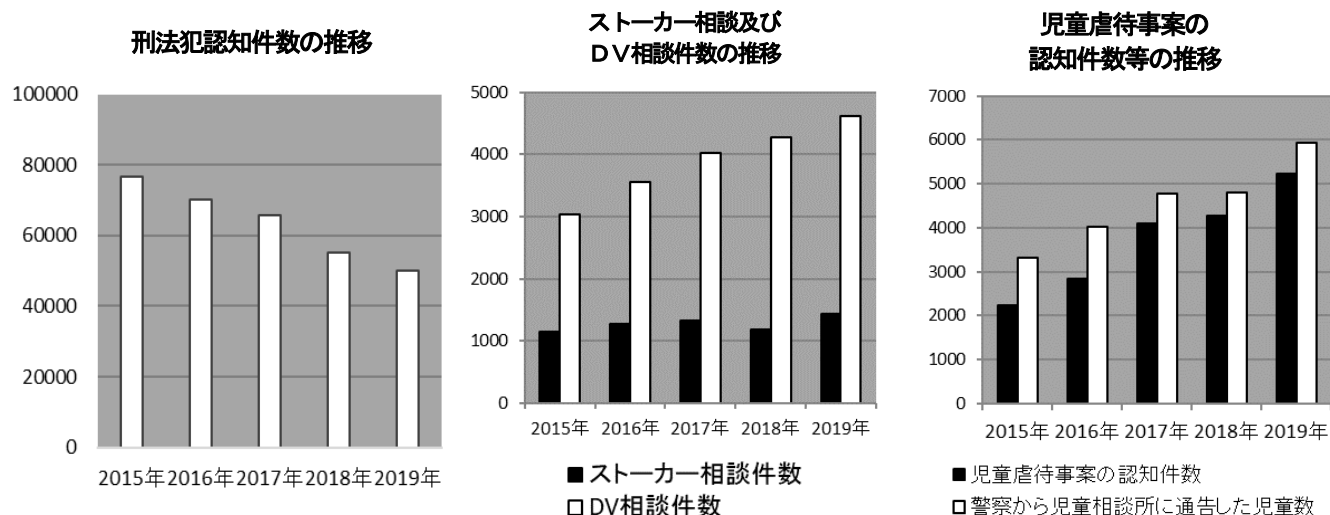
- 本県の警察施設は全般的に老朽化が著しく、警察署については全体の約7割が築30年以上となっている。本県においては、財政状況が厳しい中ではあるが、特に災害時において、地域安全の最重要拠点となる警察署が十分な機能を発揮できるよう、計画的な整備を進めていく必要がある。施設整備には補助金を活用しているが、2015年度に

供用を開始した愛知県豊田警察署を始め6署の事業費に係る補助金の構成比は約24%となっており、事業費の10分の5を大きく下回っている。こうした厳しい情勢下において、計画的かつ十分な施設整備を推進するには、補助金対象経費の拡大や補助金単価を市場価格の水準まで引き上げるなど、補助金交付水準の見直しを図るべきである。

- 自主防犯活動を始めとする地域における取組は、その必要性が年々高まるとともに、地域の安全には欠かせないものとなっている。しかしながら、各行政機関では、財政状況が厳しい中、広報啓発や自主防犯活動の促進のための対策について十分な財源措置がない中で実施しているのが現状である。国・県・市町村等が連携し、地域において、広報啓発活動、防犯団体の活動を担う人材の養成、防犯カメラ等防犯機器の設置等地域安全施策を総合的に推進するために、所要の財政措置を講ずることが必要である。
- 本県は国が実施している地域再犯防止推進モデル事業を受託し、「刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業」及び「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業」に取り組んでいる。2020年度は委託最終年度となっているが、2021年度以降もこれらの取組を継続していく必要があることから、国において必要な財源を確保すべきである。

(参 考)

◇ 愛知県内の治安情勢



◇ 愛知県内の犯罪発生状況

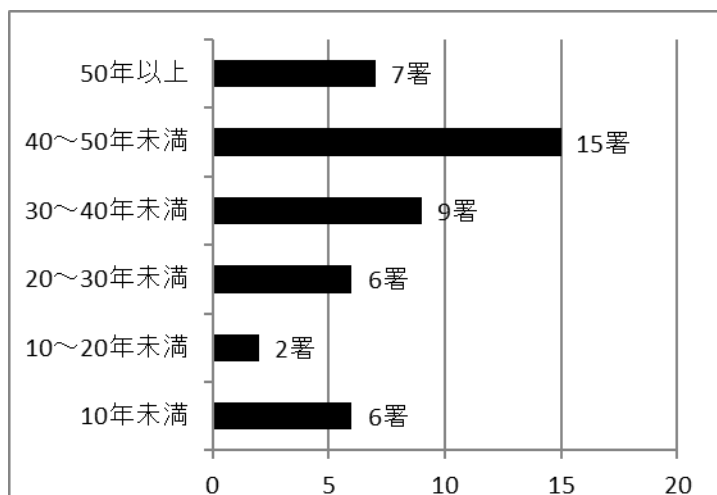
主な犯罪の発生件数（2019年中）
※全国順位はワースト順

犯罪の種類別	件数	全国
住宅対象侵入盗	1,955	5位
空き巣	1,385	5位
忍込み	478	5位
居空き	92	7位
金庫破り	128	2位
事務所荒し	523	1位
出店荒し	697	2位
自動車盗	681	4位
部品ねらい	1,315	4位
車上ねらい	2,362	4位
特殊詐欺	617	7位
刑法犯総数	49,956	4位

※特殊詐欺の件数及び順位は暫定値である。

◇ 警察施設の経年状況

築年数別の警察署数（全45署）（2020年9月1日現在）



3 8 地方消費者行政に対する支援について

(財務省、内閣府)

【内容】

- (1) 高齢化や情報通信技術の発達など、社会環境の変化に伴う新たな消費者問題に対応するとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動できるよう、消費者教育・啓発を推進するため、地方消費者行政に対する支援の充実を図ること。
- (2) とりわけ、市町村消費生活センターの相談体制の質の向上を図るため、国家資格等を有する消費生活相談員の配置及び研修の機会の確保ができるよう、一般準則期間（個別事業ごとの交付金の活用期間）に配慮した、交付金による安定的かつ十分な財政措置を講じること。
- (3) また、高齢者等を地域で見守る体制の構築や、成年年齢引下げに対応した若年者への消費者教育の推進など、消費者行政の課題に積極的に取り組めるよう、十分な財政措置を講じるとともに、補助率の引上げを含め、長期的かつ柔軟な活用ができる交付金制度とすること。

(背景)

- 2009年9月に消費者安全法が施行され、消費生活相談等の事務を行うため、都道府県には消費生活センターの設置が義務づけられ、市町村は、その設置に努めることとされた。
- 国は、地方消費者行政の強化のため、2009年度から地方消費者行政推進交付金等を通じた財政支援を行ってきた。また、「地方消費者行政強化作戦」(2014年1月、2015年3月)、「地方消費者行政強化作戦2020」(2020年4月)を定め、消費生活相談体制の強化等の当面の政策目標を掲げている。
- 本県では、国の交付金等を活用し、消費生活センターの整備や消費者教育・啓発などの事業を実施してきた（50市町村で消費生活センター設置済）。
- 2020年度の国の交付額は、2019年度から増額となったことから、本県では、市町村に対して、消費生活センター運営費（消費生活相談員の人件費等）や消費者教育・啓発等の事業費を概ね確保できた。しかしながら、前年度まで減額が続いてきたことから、市町村からは、交付金の活用期間内（事業ごとに最長9年間）の交付額確保の強い要望が出されている。
- 市町村消費生活センターの相談体制の質の向上を図っていくためには、国家資格等を有する消費生活相談員の配置及び研修の機会の確保が必須であり、国の交付金（補助率10/10）による安定的かつ十分な財政支援が必要である。
- 「地方消費者行政強化作戦2020」には、「消費生活相談体制の強化」を始め、「消費生活相談の質の向上」、「消費者教育の推進等」、「高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動の充実」など7つの政策目標が掲げられている。本県としても、高齢者等を地域で見守る体制の構築や、2022年度からの成年年齢引下げに対応した若年者への消費者教育等に積極的に取り組んでいく必要があるが、財源の確保は困難であり、国の十分な財政支援と、補助率(1/2)の引上げを含め、長期的かつ柔軟な活用ができる交付金制度への改善が必要である。

(参 考)

◇ 市町村消費生活センター設置状況

	2014年4月	2020年4月
設置市町村数	8市 (8/54)	50市町村 (50/54)
人口カバー率	59.8%	98.3%

◇ 地域の見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）設置状況

愛知県：2016年10月19日設置 市町村（2020.9.30現在）：設置済12市（人口カバー率：59%）

全国（2020.9.30現在）：道府県17、人口5万人以上131、人口5万人未満143、合計291自治体

◇ 成年年齢引下げに対応した消費者教育の対象となる若年者人口

15歳：69,044人、16歳：70,041人、17歳：71,595人 計210,680人

（2020.4.1現在。愛知県人口動向調査より）

◇ 地方消費者行政強化交付金の規模

年度	国予算区分	国予算額	愛知県交付額	
2019	2018年度補正予算	地方消費者行政強化交付金 11.5億円	推進事業分	県 8,425千円 市町村 114,166千円 計 122,591千円
	2019年度当初予算	地方消費者行政強化交付金 22億円	強化事業分	県 2,991千円 市町村 10,097千円 計 13,088千円
	計	33.5億円	交付額合計135,679千円	
2020	2019年度補正予算	地方消費者行政強化交付金 11.5億円	推進事業分	県 7,096千円 市町村 140,502千円 計 147,598千円
	2020年度当初予算	地方消費者行政強化交付金 20億円	強化事業分	県 3,681千円 市町村 10,160千円 計 13,841千円
	2020年度第1次補正予算	地方消費者行政強化交付金 4億円		交付額合計161,439千円 (2020.9.14現在)
	2020年度第2次補正予算	地方消費者行政強化交付金 6億円		
	計	41.5億円		
2021	予算概算要求	地方消費者行政強化交付金 31.5億円		

◇ 交付金（推進事業分）要望額と交付状況

(単位：千円)

	2020年度 要望額(A)	2020年度 交付額(B)	交付割合 (B)/(A)	2021年度 要望額(想定)
推進事業分 (県+市町村)	157,213	147,598	93.9%	147,501
うち市町村 相談員経費	人件費	134,346	93.7%	132,428
	研修費	1,603	71.6%	1,307
	計	135,949	127,059	93.5%
うち市町村啓発事業費	11,083	10,358	93.5%	4,185

◇ 「地方消費者行政強化作戦2020」の当面の政策目標（抜粋、消費者庁2020年4月策定）

<政策目標1>消費生活相談体制の強化

1-1 設置市区町村の都道府県内人口カバー率90%以上

<政策目標2>消費生活相談の質の向上

2-1 配置市区町村の都道府県内人口カバー率90%以上 等

<政策目標3>消費者教育の推進等

3-1 消費者教育教材「社会への扉」等を活用した全国での実践的な消費者教育の実施 等

<政策目標4>高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動の充実

4-1 設置市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上

4-2 地域の見守り活動に消費生活協力員・協力団体を活用する市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上 等

<政策目標5>特定適格消費者団体、適格消費者団体、消費者団体の活動の充実

<政策目標6>法執行体制の充実（全都道府県）

<政策目標7>地方における消費者政策推進のための体制強化

7-1 地方版消費者基本計画の策定（全都道府県、政令市） 等